

中小企業者持続化補助金(災害支援枠)のご案内

令和6年能登半島地震・令和6年奥能登豪雨により被害を受け、事業再建に取り組む中小企業者の皆様に支援します。

★公募開始:令和6年12月4日(水)

★申請期間:令和6年12月4日(水)～令和7年1月27日(月)

※5次公募以降については追って公表いたします。

申請要件

1. 対象者要件

石川県内に主たる事業場を有する中小企業者

※ただし、小規模事業者は補助対象外

(国の「小規模事業者持続化補助金(災害支援枠)」をご活用ください。)

※令和6年奥能登豪雨災害からの復旧につき、

対象市町は七尾市、輪島市、珠洲市、志賀町、穴水町、能登町の3市3町

2. 補助事業計画策定要件

早期の事業再建に向けた計画を策定していること

補助額・補助率

事業計画は、最寄りの商工会・商工会議所の確認を受けていること。

①自社の事業用資産に損壊等の**直接的**な被害があった事業者

補助上限額 **200万円**

補助率 **1/2以内**

※一定の要件を満たす事業者のみ、定額補助あり

②令和6年能登半島地震等に起因して、売上減少の**間接的**な被害があった事業者

補助上限額 **100万円**

補助率 **1/2以内**

補助対象経費

販路開拓や商品開発等の前向きな取組に係る経費

➤ 機械装置等の購入、店舗改装、広告掲載、展示会出展費用 等

<ISICO HP>



本公募では、既に事業実施・完了しており、早期の補助金交付を希望する場合、**交付申請書類と合わせて**、追加で**実績報告書類を提出**してください。審査の結果、経費等適切と判断された場合は、早期(年度内)の補助金交付に向けた対応をさせていただきます。

※本事業は、令和6年度12月補正予算の成立を前提としており、事業実施には当該予算の議会での可決・成立が必要となりますので予めご了承ください。

● 申請は、(公財)石川県産業創出支援機構で受付します。

● 公募要領に記載されている審査項目や注意事項をよく確認の上、事業計画を策定してください。

活用イメージ

- 策定した事業計画に基づいて実施する**事業再建**の取組みに必要な経費が補助対象となります。

事例①

※ 緑字が本補助金の対象経費

- 被災により失った**椅子やテーブル、厨房機器**などを新たに購入するとともに、**店舗改装**と合わせて新しいデザインの**看板**を作成。リニューアルオープンにより、集客向上を図った。

事例②

- 店舗が入居していた貸しビルが全壊し、自宅の敷地で営業再開。**新商品開発**のほか、**チラシ・フリーペーパー**での宣伝を行い、被災前の売上げまで回復。

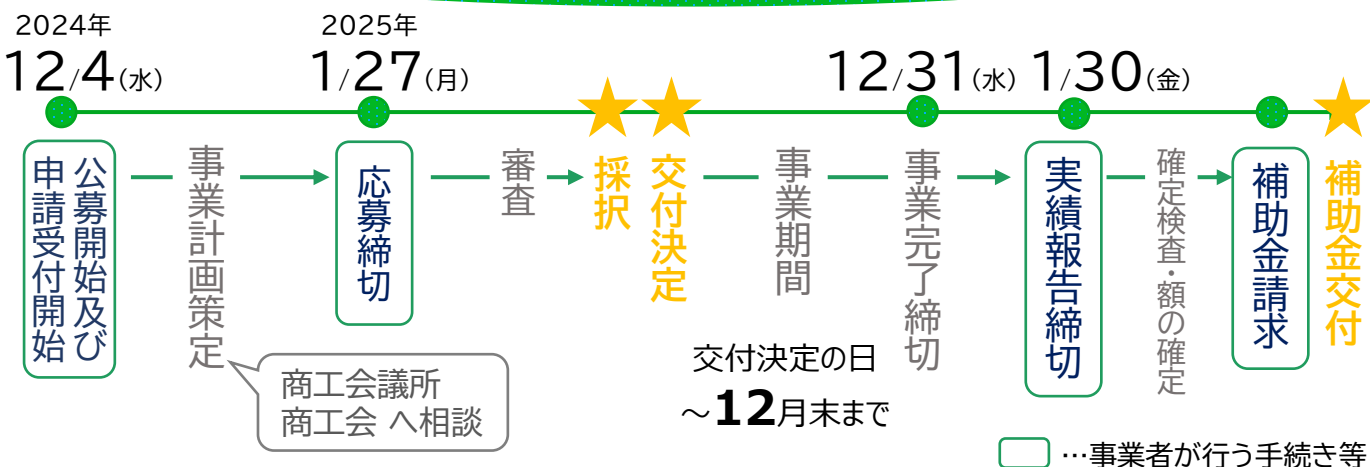
補助対象となる期間の特例

- 特例**として令和6年1月1日の能登半島地震及び**令和6年9月21日から23日の奥能登豪雨**による災害発生以降で、**交付決定の前**に行われた事業に要する費用についても、**適正と認められる場合**には補助金の対象となります。

※「**直接被害**」の場合、罹災(被災)証明書、「**間接被害**」の場合、売上げが減少したことが分かる「**認定書**」が必要となります。

(いずれも自治体が発行するもの)

スケジュール(予定)



- ※補助金の支払いは、補助事業期間終了後、**精算払(後払い)**となります。
- ※採択後、事業実施期間内に完了しないことが見込まれた際は、事務局までご相談ください。

お問い合わせ先

- (公財)石川県産業創出支援機構 成長プロジェクト推進部 :076-267-5551
- 石川県 商工労働部 経営支援課 経営支援グループ:076-225-1525